## 松山地方裁判所民事第2部

平成23年(ワ)第1291号、平成24年(ワ)第441号、平成25年(ワ)第516号、平成26年(ワ)第328号、平成31年(ワ)第93号、令和4年(ワ)第381号伊方原発運転差止請求事件

## 意見陳述書

2024 年 6 月 18 日 原告 大野恭子

元日の能登半島地震に恐れおののいた年明けでした。

もしも「珠洲原発」が動いていたら、志賀原発が福島原発事故以後、13 年間動かされず燃料プールが冷えていなかったらと思うと、本当に身の毛がよだつ思いがします。半島はおろか、日本海は「死の海」となりたくさんの人々の被曝は間違いなかったのです。

そして、このことで同じ半島の、瀬戸内海と宇和海が左右に同時に見える、能登半島よりもずっと細い佐田岬半島の根っこに建つ伊方原発の存在が、ぴったりと重なって見えるのです。

私は、1978年提訴の第一次伊方裁判の、国を相手取った2号炉設置許可取り消し訴訟では1987年の第32回弁論頃から2000年12月の判決まで支援者として、そして、この伊方訴訟第40回口頭弁論までは原告として、合わせて26年間裁判所に通ってきました。

第一次伊方裁判では、「子孫に禍根を残さないため」と、まさに私どものために闘い続けてくださっていた原告の皆さんが恐れ予言しておられたことが裁判中に次々と現実となっていきました。

1979年スリーマイル島原発事故で炉心溶融、1981年イスラエルが建設中のイラクの原発をテロ攻撃、1986年4月チェルノブイリ原発事故、1988年米軍へリコプターが伊方原発から800mのみかん山に墜落し米兵7人死亡など。

1986年2月、第25回口頭弁論で原告が、「中央構造線について、活断層調査をすべき」と主張しましたが取り上げられず、1995年阪神淡路大震災が起きました。未知の活断層の存在が露になったのです。

そして、1996 年愛媛新聞社発行の「えひめ雑誌」に岡村眞高知大学教授(当時)は、音波探査とピストンコアにより伊方原発敷地沖を含め、伊予市沖から佐田岬半島の三崎町二名津沖までの約65kmで、雁行断層状に、平均3.2kmから4.9kmの断層が明らかになったと発表され、ついに国側証人が伊方原発沖の活断層を認め、四国電力も認めざるを得なくなりました。このことは国や四国電力がうろたえたばかりでなく、社会にも大きな衝撃を与えました。

また、この前年、1995年12月8日、第一次伊方裁判、2号炉第56回弁論での広島大学名誉教授の小島丈児証人の原告側の主尋問を思い出します。小島先生は、そのとき79歳でいらっしゃいましたが、日本国内は勿論、北欧やドイツなど海外の変成岩地帯を30年に亘って踏破してこられ、

「日本の地質学の父」といわれた方です。四国の三波川帯全域も何度も歩いて把握しておられ、佐田岬半島の伊方原発の敷地も 1976 年 11 月、1号炉裁判の時、伊方 2 号炉の建設中に基盤の鑑定の為、掘削され地盤を見てこられました。

既にこの時、小島先生は伊方原発沖の活断層に言及されていました。「延々、伊予市から別府市まで120kmに、この活断層が分布している。なお、地質学的な中央構造線は、伊方原発の北側、約

5,6百mにあり、これは現在活断層とは考えられておらず、それから数km北に活断層が存在している。」と陳述されたのです。

以下は、小島先生の29年も前の弁論での詳しい陳述で明らかにされたことの一部です。

- ①伊方原発敷地の岩盤のほとんどは、玄武岩が地下の高い圧力と高い温度の作用を何百万年も受けて変化した緑色片岩からできている。
- ②片岩の特徴は、雲母のような鱗片状の結晶が平行に並んでいるため剥げ易い。
- ③緑色片岩は大小のレンズ状のブロック(レンズ体)に分離し、それが瓦を重ねたような構造に なっている。
- ④こういう構造の片岩が中央構造線の両側の数百mから 1 kmぐらいの範囲に見られることから、中央構造線に沿って岩盤が動いた際に圧縮力でできたと考えられる。
- ⑤レンズ体の間で滑りやすくなっており、滑り面の傾斜が山腹の傾斜より緩く谷の方に向いているときは、地滑りや岩なだれが起こり易い。伊方2号炉背後の岩盤を調査した結果では、そういう滑りやすい構造になっていた。
- ⑥レンズ体の間に地下水が侵入した状態の所に大地震が起これば、岩盤の滑りが起こり易くなる。 原発敷地の岩盤の中には、すでに地下水が回り込んでいる。
- ⑦1596年9月4日に起こった豊後地震。「海水が遠く引き去り、海底があらわれた。のち大津波がきて別府湾沿岸は被害を受けた。沖ノ浜に高さ4mの波が襲い、全てのものを流し去る」という記録(宇佐美龍夫編「日本被害地震総覧」)がある。津波が襲ってきたときに、果たして伊方原発のいろいろな施設や電気系統が大丈夫なのか、地震の際の津波の危険についても評価すべき。

等々と、伊方原発沖の活断層の存在と地盤の危険性を明確に述べられたのでした。

この証言は大地震が起きたら、伊方原発は地割れにより地盤と共に海に向かって雪崩れ込むということを意味しているのではないでしょうか。

また、国の地震調査委員を務めた元東京大学准教授郡司嘉宣氏が2012年の古文書や伝承調査の結果から、1596年9月1日に起きた中央構造線を震源とする慶長地震が、愛媛から大分にかけて約170kmで起きた巨大な地震だった可能性があるとし、当時伊方原発周辺は震度6強~7の、そして10~15mの津波が襲った可能性がある、四国電力が伊方原発周辺の津波の高さを4.25mと想定していることは調査と「整合しない」、と揺れの強さも含めて疑問視しているのです。中央構造線での地震は数百年単位での再発の恐れが極めて高いとし、原発立地は危険との考えを示しました。

もともと伊方原発は伊方原発北側の伊予灘に存在する断層について、「地層は乱れているが、安 定している。活断層はない」ことが前提となり建てられました。

国と四国電力は、伊方原発は「強固な岩盤に建っている」と今も言い続け、盛んにテレビや新聞、冊子で宣伝しています。佐田岬半島の地盤の、海辺のどこでも見られるミルフィーユ状の薄く重なる緑色片岩、強くたたくと崩れるので、私たち素人からしてもそのことは真っ赤な嘘と言わざるを得ないのです。

伊方町の集落の家々は海辺か山肌に建ち、この地特有の美しい緑色片岩で土留めをしたり、庭の 装飾に使ったりしています。そして、狭い路地のいたるところに「土砂崩れ危険」を意味する立て 札が立っています。

今、国の地震調査研究推進本部の中央構造線の地震予測は M8.0 もしくはそれ以上となっています。伊方原発も震源域に入る南海トラフ巨大地震の地震被害想定はマグニチュード 9.0 で津波や火災などで死者約 16,000 人、建物の全壊・焼失は約 244,000 棟に上るといいます。福島原発事故時以上の大きな地震震度を想定し、たくさんの人が死に建物が倒壊しても何故伊方原発だけは大丈夫と、国も四国電力もいうのでしょうか。

伊方原発の基準地震動は 650 ガル、能登半島地震は珠洲市を震源とし M7.6 で震度 7、地表面での最大加速度は 2828 ガル。そしてそれを記録した地は震央の近傍ではなく、約 60 km南西に遠く離れた志賀町の地震計なのです。珠洲市から志賀町の間の海岸線が約 90 kmにわたって隆起し、海底から地盤が持ち上がっています。

何度でも四国電力に問います。何故、どんな大きな地震や津波がきても、伊方原発だけは大丈夫と言えるのか、立証してください。今年4月の豊後地震の M6.4 でも本当に恐ろしい思いをしました。 M6 からM8 となるだけで、地震エネルギーの大きさは 1000 倍になるそうです。 M9 では一体何倍になるのでしょうか?

中央構造線を正確に把握するために、海域での3次元地下探査をしてください。資源探査では常識となっているという探査を、なぜそのようにかたくなにしようとしないのですか。私達消費者に説明する製造者責任があるはずです。今年、最高の利益を出したという貴社にとって、財源を理由にはできないはずです。

1992年、伊方1号炉裁判での最高裁判決で、

- \*規制基準自体が合理的で、規制基準の適用も合理的であることを被告が立証できなかった場合には、住民側が勝訴する。
- \*規制基準の合理性や規制基準の合理性の判断基準は最新の地震学に依るべきである。したがって、原子力規制委員会が規制基準の適用を間違ったり、審査を怠ったりすれば被告(国または電力会社)が負けることになる、と判決文に書かれているそうです。

であるならば、何故新しい知見を原告が示したのに、1号炉も2号炉も敗訴となったのか。原子力規制委員会が電力会社の言い分を検証することなく鵜呑みにする愚を犯したと思いたくはありませんし、同様に続く今までの住民敗訴とした裁判官も同じとは思いたくないのです。

1号炉訴訟の原告の多くの方が無念のうちに鬼籍に入られましたが、過日久しぶりに第一次伊方原発訴訟の原告の5人の方々にお会いする機会を得ました。その時に友人が、「福島の原発事故、どのように思われていますか。」とお聞きしました。「わしらの伊方裁判で勝っとればなあ。こんな事故は起こらんかったと思う。想定外?何を言よんぞ!と思った。」と押し殺したお声で言われました。人生のほとんどを、伊方原発の反対運動に費やしてこられた方々の万感の思いがこもっていました。国と電力会社は、活断層地震を「想定外」ではなく「想定しなかった」のです。

2000 年結審の第1次伊方裁判、国側証人が伊方原発沖の活断層を認め、四国電力も認めるに至ったのですから、国が定める原発の立地審査基準「災害を拡大するような事象がないこと」に違反しているのだから勝訴しかない、と原告団は確信していましたが、豊永多門裁判長は2000年12月15日、敗訴を言い渡したのでした。不条理な合理性のない判決であり、それがまさに活断層の危

険が予見されていた福島原発の取り返しのつかない事故を起こしたのではないでしょうか。

伊方原発の1、2号機の建設に際して想定された最大の地震動は200 ガルだったのですが、建設から20年近く経って、阪神淡路大震災が起き、改めて大型コンピューターで計算してみると、耐震補強工事をしたわけではないのですが、実は、473 ガルの地震動にも耐えられる最新の3号機と同じくらい頑丈な建造物だったとなりました。それから、3.11 当時は570 ガルになり、今は650 ガルだから大丈夫、なんなら県知事が要求する1000 ガルもホントは大丈夫だよ、と四国電力はいっているのです。このように計算方法次第ではどんどん耐震性が強化される魔法のような机上の空論の上に私たちの命は置かれています。

伊方原発が大地震に見舞われたら、地盤が動き、また津波で海水を取り込めなくなり、原子炉を冷やせない、四国山脈に連なる送電網も絶たれる、長期停電ブラックアウトにより機器は全て動かなくなるとしたら、炉心溶融しかありません。

また、プルサーマル発電の伊方原発3号炉です。ウランばかりでなく、プルトニウム燃料を多く 含み大量の放射性物質を抱きかかえた原発です。国内の全ての原発の中で、唯一閉鎖性水域に建つ 原発です。事故が起きれば、私達を生み育ててくれた瀬戸内海はまさに毒壺、「死の海」となりま す。

伊方原発の地図の上に福島原発事故の際の 250 km圏内まで広がった放射能汚染図を重ねてみると、風向きによりますが、四国はほぼ全域に重なります。私の住む松山市は勿論高濃度の汚染地になります。福島原発事故時には千葉県も高濃度に汚染されました。チェルノブイリ原発事故の時、8000 km離れた日本でも母乳から放射能が検出されたのですから当然のことです。

それなのに、原子力災害時の避難計画は、30 km圏にしかないのです。避難計画の非現実性は能登半島地震ではっきりと証明されました。日く、30 km圏外から協定を結んでいるバス会社や運送会社が避難する人を迎えに来る?避難路は寸断されてますよ、5 km圏外は屋内待避?家屋は倒壊してます、フエリーが迎えに来る?壊れた港は使えません、といいたくなる、空想すら全くできない話です。どうか佐田岬半島の人々を見捨てないでください!

私は、現在、障がい者支援施設である社会福祉法人の理事長をしております。松山の西の端、伊方原発から 50 kmの所に施設はあります。30 人の入居者と 20 人ほどの毎日通ってこられる方々がおられます。ほとんどの方は重度の身体障がいを持ち自立した動きがとれず、発語も困難で、精神障がいや知的障がいの重複障がいもあり、医療的ケアの必要な方も多いのです。

2020年7月7日、施設のすぐそばにある一級河川の重信川が豪雨により越水の危機にありました。この時、私方から北条という 20 kmほどの所にある同じ障がい者の施設が受け入れを許してくださり、午前、1時間かけて全員福祉車両に乗車し、約1時間かけて全員で避難させていただくことができました。結局、恐怖と不安の中、夕方には水位が下がり、数名の方々が体調を崩されましたが施設に帰ることができました。

私は、今回の件で障がいのある人が避難する大変さを身をもって実感することになりました。 ましてや、これが突然の伊方原発事故ならどうでしょうか。私どもの施設は伊方原発から 50 kmの 所ですので、福島原発事故で全村民避難となり、現在居住困難地域もある飯館村と同じ距離で す。 国は福島原発事故後、原子力災害対策指針を改定しました。その指針では、原発から 5 km 圏は大事故発生後すぐに避難する一方、 $5\sim30 \text{ km}$  圏は、放射能の値が毎時  $500 \, \mu$  Sv(マイクロシーベルト)に達するまで屋内退避をするように求めています。一斉に避難することによる交通渋滞を防ぐ狙いです。

毎時  $500 \mu$  Svというのは、事故時に福島第一原発 5 km 圏外では計測されなかったほどの高い値です。ICRP(国際放射線防護委員会)の勧告では、一般人が 1 年間に被ばくする人工の放射線は、1 m Sv(ミリシーベルト)以下であることとなっています。 1 ミリシーベルトは 1000 マイクロシーベルトですので、毎時 500 マイクロシーベルトというのは、0.5 ミリシーベルトですから、たったの 2 時間で年間の被ばく限度を超えることになります。

この指針に沿って、国は原発の過酷事故の際、住民の避難計画を策定するよう愛媛県に通達を 出し、愛媛県は県下の伊方原発半径 30 km圏の自治体に避難計画の運用を指示しました。国は自治 体に丸投げなのです。

このことから以下のような通達がきたのです。障がい者支援施設は愛媛県下に 10 施設あるのですが、30 km圏には唯一、伊方原発から 22 kmの所に「大洲ホーム」という入所定員 50 名の施設があります。伊方原発事故の際には、残りの9施設は、自分の身の安全を守りながら大洲ホームの救援に当たるべし、というものです。私方の施設には4名の大洲ホームの方の救助が割り当てられています。ということで、職員が大洲ホームに出かけ、原発事故の際の避難訓練に参加したりもしました。

理事長としての私の任務は、まず私どもの利用者をお守りせねばなりません。そして、職員とその家族の健康も守らねばなりません。原発に向かって、しかも高濃度に放射能汚染された地域に救助に行くよう、職員に業務命令が出せるのか・・・といって、困っている人を見殺しにできるのか・・・悩みました。

そして、私が最終的に職員に伝えたことは、「災害時には、まず自分と家族の命を優先してほしい」ということでした。それは、誰も責められるべき選択ではないということを伝えておきたかったのです。私自身は公的責任の放棄という罰を受けても致し方ないと思っています。

しかし冷静に考えれば、伊方原発が事故を起こせば、私達は助けに行くどころか避難せねばならないのです。一時的にではなく、障がい者 30 人を長期にわたって受け入れてくれるところなどありません。松山市の避難計画に私ども市民が避難することなど想定されていないのです。結局、被ばく覚悟で施設に住み続けるしかないでしょう。海も山も汚染された中で、汚染された空気を吸い、汚染された食物を食べるしかないのです。

福島原発事故の際、高濃度放射能汚染地ということで立ち入りを制限され、地震や津波の多くの被災者の方々が救助を制限され放置され亡くなりました。逃げることのできない高齢者や病人、障がい者が「10日間は生きていた」ということもあったという事実が身に迫ります。

そして、少々遠くに逃げたとしても誰もその後の保証はしてくれないことは、福島原発事故後の国の棄民政策と東京電力が避難住宅から出られない避難者を逆に訴えるといった今の振る舞いからも明らかです。

大人の責任で守らねばならないはずの福島の子供たちの甲状腺がんの増加が放射能によるもの

という因果関係を、東京電力ばかりでなく国も認めないのです。先日、事故当時幼かった7人の若者が、甲状腺がんの再発や放射線治療を受けながら東京電力を提訴しました。彼らに強いたむごい「勇気」の前に言葉もありません。私たちが憲法で守られるはずの基本的人権、生存権、幸福の追求権は有名無実なのでしょうか。

政府は先日、「GX(グリーントランスフォーメーション)実行会議」を再始動し、人工知能(AI) 開発拠点や半導体関連企業の投資呼び込みに向け、電力供給の拡充策を本格検討する方針を固めたそうです。なぜなら、生成 AI の普及に伴うデータセンターの運用や、半導体生産には大量の電力を必要とするからとか。国内外の企業の多額の投資を呼び込むためには原発の再稼働や石炭火力発電所の増設を進める必要があるとのこと。地球環境を守ろうという世界の潮流、常識に反しています。

この政策は、かけがえのない私達の命・生活よりも目先の産業界の利益を優先しているとしか思 えないのです。

もはや戦時中であるかの如く防衛を煽り多額の税金を注入しながらも、標的として最も危険な原発の存在を議論することはないのです。昨今、四国でも九州でも自衛隊配備や弾薬庫の強化がされており、伊方や九州の原発が標的にされ攻撃されると瀬戸内海ばかりでなく西日本は壊滅状態となります。

平和のうちに自分の国で育てた食物を食べ、近くの海の魚を食べるという安心は基本的な国の在り方、まさに国が目指すべき姿であり、そこに国富があるのではないでしょうか。

汚染水を駄々洩れにして世界中に迷惑をかけるという、合理性も倫理感もない、次の世代へ顔向けできない、未来を脅かす原発を動かすという国策。チエルノブイリ原発事故、福島原発事故も含め、原爆、核実験など取り返しのつかない人間が生み出した核の脅威の中で、累々と積み上げられてきた屍の数と悲しみと怒りの上に今があります。私達はこれ以上、不作為の罪を犯してはならぬと思います。私たちはこれ以上、歴史の犯罪者になりたくはないのです。

この裁判は単なるエネルギーや一企業の利益の問題ではなく、どうすれば生きとし生けるものが命を全うできるのか、また生きられる環境が守られるのか、私達や国がいかなる選択をすれば人権が守られ、人としての尊厳が守られるのかということを希求する裁判である、というのが伊方原発をとめたいと願う私達 1502 人の原告の思いです。

私達の命と未来を守ってくれるのは、憲法第九九条に誓って、「司法は未来を守り人権を守る最後の砦」であると信じ、この13年間を過ごしてきました。福島原発事故と同じ悲しみと涙の過ちを起こさぬ判決を切にお願い致します。